



Q 私は、先祖代々の家屋敷を受け継いでいます。この度再婚しましたが、子どもはいません。私も妻も亡くなった後、この家屋敷を私の家系の甥姪に渡したいと思っており、妻も了承しています。贈与や遺言の他に、渡す方法はないでしょうか？

A 相談者は先祖代々の家屋敷が、自分が先に亡くなった後、妻側の相続人に承継されることを懸念しているのでしょうか。

直接甥姪に贈与や遺贈をすると、贈与税などの税金の問題になることもありますし、妻が亡くなるまでの居住場所の確保にも問題が生じかねません。

また、夫が妻に相続させる旨の遺言をし、妻が夫の生前中に、夫の甥姪に遺贈させる旨の遺言をしていたとしても、夫の死後、新たに別内容の遺言がなされないとも限りません。その場合には、当初の夫の意思は反映されないことになることが多いでしょう。

そこで考えられるのが家族のための「民事信託」です。夫が先に死亡した場合には、妻を受益者としてその家屋敷に安心して居住できることを確保し、妻が死亡した後、夫の甥姪に承継させるようにしておきます。この「民事信託」については、11月4日㊸に市民プラザで開催するセミナー(13ページに掲載)で詳しくお話しします。ぜひ、ご参加ください。

(新潟県司法書士会上越支部)

※このQ & Aは市(市民相談センター、☎025-526-5111)と司法書士会上越支部が協働して、日常生活に係る法的な情報をお届けするものです。



板倉区で
巡回オンブズパーソン
オンブズパーソンが、市政のことであなた自身の利害に関する苦情をお聴きします。



無料相談

▼とき: 11月
1日(㊸)午後0
時30分~3時
30分 ▼とこ
ろ: 板倉コ
ミュニティプラザ
オンブズパーソン事務局(市民
プラザ2階、☎025・527・
3333)



各種無料相談

予約が必要な相談があります。詳しくは、各問合せ先に問い合わせてください。

相談の種類	とき・ところ	予約	予約・問合せ	備考
無料調停相談会	11月5日㊸午前10時~午後3時・高田公園オーレンプラザ	-	高田地区調停協会(新潟地方裁判所高田支部内、☎025-524-5358)	家庭内のトラブルや、金銭にまつわるトラブルなどの相談
新潟県高齢者総合相談センターの相談窓口	○一般相談=月~金曜日の午前9時~午後5時(祝日を除く) ○法律相談=11月5日㊸、12日㊸の午後1時30分~4時 ※相談会場は、いずれも新潟県高齢者総合相談センター(新潟市中央区上所2、ユニゾンプラザ内)	○(法律相談のみ)	新潟県高齢者総合相談センター(☎025-285-4165)	相談は電話、面談のどちらでも可
上越地域若者サポートステーション出張相談会	○11月7日(㊸)午後1時~4時・板倉コミュニティプラザ ○11月8日(㊸)午後2時~4時・ハローワーク上越	○ -	上越地域若者サポートステーション(☎025-524-3185) ※予約は前日午後5時まで	15歳から39歳までの就労に悩む人やその保護者が対象
弁護士による法律相談	11月8日(㊸)午前10時~正午・板倉商工会	○	板倉商工会(☎0255-78-2117)	商工業者などが対象
弁護士によるB型肝炎特措法相談会	いずれも時間は午後1時30分~4時(受付は午後3時まで) ○11月10日(㊸)・新井総合コミュニティセンター(妙高市上町) ○12月15日(㊸)・市民プラザ	○	全国B型肝炎訴訟新潟事務所(☎025-223-1130)	集団予防接種でB型肝炎になった人とその家族が対象
特設人権相談所	○11月10日(㊸)=午前9時~正午・ユートピアくびき希望館	-	新潟地方務局上越支局(☎025-525-4163)	家庭内の問題、近隣間のもめごとや名誉毀損、いじめなどの人権問題の相談